



定時株主総会 招 集 ご 通 知



❗ 開催場所・開催時間が前回の定時株主総会と異なりますのでご注意ください。

ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書は、別添の「第77期報告書」をご参照ください。

開催日時

2019年6月25日（火曜日）午前11時
（受付開始：午前 9 時30分（予定））

開催場所

東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 地下1階ホール

（裏表紙の株主総会会場ご案内略図を
ご参照ください。）

目 次

招集ご通知	1
議決権の行使等についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
メモ	35
株主総会会場ご案内略図	裏表紙

（証券コード 5938）

株式会社 LIXILグループ°

株 主 各 位

東京都江東区大島2丁目1番1号

株式会社 **LIXILグループ**

取締役 代表執行役社長 山 梨 広 一

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会に上程されている議案には、当社提案（第1号議案）、当社および株主様の提案（第2号議案）、株主様の提案（第3号議案）が含まれております。議案の内容は「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、**当社取締役会および指名委員会は、株主様から提案された第3号議案には反対**いたします。当社取締役会および指名委員会の株主提案に対する意見の詳細については8頁から9頁および27頁から34頁をご参照ください。

なお、**当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができます**ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**当社取締役会および指名委員会の意見にご賛同いただき、議決権を行使してくださいますよう**お願い申し上げます。

[書面による議決権行使]

書面により議決権を行使する場合には、**同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示**いただき、**2019年6月24日（月曜日）午後3時までに到着**するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、別添の「株主様の議決権行使に関するご案内」もあわせてご参照ください。

[インターネット等による議決権行使]

インターネット等により議決権を行使する場合には、**後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」（4頁）をご参照**のうえ、**2019年6月24日（月曜日）午後3時までに議案に対する賛否をご入力**くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前11時
 （受付開始：午前9時30分（予定））

2. 場 所

東京都中央区銀座8丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル

ベルサール汐留 地下1階ホール

(裏表紙の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

❗ 開催場所・開催時間が前回の定時株主総会と異なりますのでご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

【会社提案】	第1号議案	取締役8名選任の件
【会社提案・株主提案】	第2号議案	取締役2名選任の件
【株主提案】	第3号議案	取締役6名選任の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を出席票として会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、議事資料として本招集ご通知および「第77期報告書」を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 定時株主総会招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書は、「第77期報告書」に記載のとおりであります。ただし、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、「第77期報告書」には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

アドレス <https://www.lixil.com/jp/>

なお、会計監査人および監査委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、「第77期報告書」に記載の各書類のほか、上記ご案内の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lixil.com/jp/>）に掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類(5頁から34頁)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合

株主総会へのご出席による議決権の行使



「議決権行使書用紙」を会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、議事資料として本招集ご通知および「第77期報告書」を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前11時

■ 当日ご出席いただけない場合

書面による議決権の行使



議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。別添の『**株主様の議決権行使に関するご案内**』もあわせてご参照ください。

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後3時到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は4頁をご参照ください

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後3時入力分まで

（注）複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとしていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する一切の費用は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

「ログインID」および「仮パスワード」によるアクセス
次の議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使サイト ▶
<https://evote.tr.mufg.jp/>

行使期限 ▶

2019年6月24日（月曜日）
午後3時入力分まで

① ご注意

- インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先

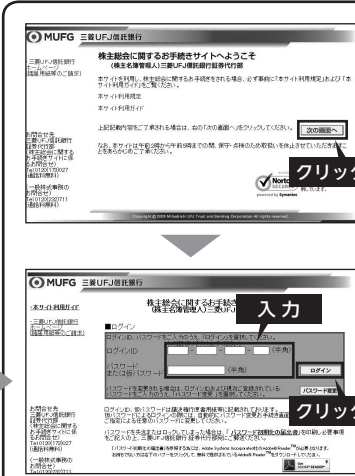
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



1 「次の画面へ」をクリック

2 お手元の「議決権行使書用紙」の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

以降、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

本定時株主総会におきましては、当社の株主から株主提案がなされています。第1号議案は会社提案、第2号議案は会社提案および株主提案の双方に係る提案、並びに第3号議案は株主提案、の各取締役候補者に係る選任議案です。

当社取締役会および指名委員会は、第3号議案の取締役候補者の選任について、「反対」しております（反対の理由については、議案に対する当社取締役会および指名委員会の意見をご参照ください。）。

当社取締役会および指名委員会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、第1号議案および第2号議案に「賛」を、第3号議案には「否」の議決権行使をお願いいたします。

〔当社の指名委員会における取締役候補者の決定について〕

当社の指名委員会（以下、「当社指名委員会」といいます。）は、2019年5月12日および同月20日開催の指名委員会において、当社が本定時株主総会に提案する取締役候補者を決定しました。当社指名委員会は、経営陣や特定の株主等から完全に独立した立場で、当社の中長期的な企業価値の維持・向上の観点から、取締役候補者の選定を進め、必要に応じて自ら機関投資家株主と対話を行い、その結果も踏まえて、今回の決定を行っております。

また、当社指名委員会は、今回の決定を行うに当たり、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・CEO）を含めた当社の執行体制に関する基本的な考え方についても検討し、当社の取締役会に提言しております。

当社は現在、一部の現職の取締役から株主提案が提出される等異例の状況に置かれております。今回、当社指名委員会が取締役候補者を決定するにあたり、当社指名委員の一人ひとり、自らの取締役としての責務と使命の重さを深く認識し、かかる混乱を一刻も早く収束させるべく、「企業価値・株主共同の利益の確保」の観点から、真摯な検討を行いました。

かかる当社指名委員会での真摯な審議の結果、当社が提案する取締役候補者は、現任取締役を含まない構成に刷新することが相当であるとの結論に至りました。当社がガバナンスの運用と体制を強化することを目指し、コーポレートガバナ

ンス改革に断固として取り組んだ結果としてなされたものです。このような取組みの一環として、当社のガバナンス体制に関して意見を表明する主要な機関投資家株主と当社社外取締役との間で対話の機会を設け、かかる対話において、当社取締役会が、当社の経営を実効的にかつ独立した立場から監督するとともに、株主価値を創造する中長期的な戦略を実行することのできる体制を備えることを望む声が多く聞かれました。当社指名委員会が決定した取締役候補者は、このような主要な機関投資家株主からの多くの声も踏まえたものであり、当社の取締役会に新たな視点をもたらすだけでなく、取締役会の独立性を確保し、さらにそれを大幅に強化するものであります。

以上を踏まえ、当社指名委員会による、「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」の具体的な内容は、以下のとおりです（当社が2019年5月13日付「取締役候補者に関するお知らせ」において公表した、当社指名委員会による同日付「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」を一部抜粋しつつ、同じく、当社が同月17日付「追加取締役候補者に関するお知らせ」において公表した、当社指名委員会による同日付「追加候補者の決定・指名理由」、および、当社が同月20日付「追加取締役候補者に関するお知らせ」において公表した、当社指名委員会による同日付「追加候補者の決定・指名理由」の内容等を踏まえ、一部必要な範囲で追記・修正を行っております。）。

株式会社LIXILグループ 取締役会 御中

株式会社LIXILグループ 指名委員会

取締役候補者の決定・指名理由及び提言

1. 当社の取締役会体制に関する基本的な考え方

▶ 監督と執行の分離

当社は指名委員会等設置会社の形態を採用しているところ、当該ガバナンス体制で採用されている各機関相互間の権限分配を遵守しつつ、監督機能と執行機能の分離を徹底し、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインを実質的に実現できる体制を構築することが重要である。

▶ 独立社外取締役の比率引き上げ

当社の中長期的な企業価値の維持・向上のためには、現在、当社を取り巻いている一連の経営の混乱を早期に収束させることが重要であり、経営における客観的かつ強力な監督体制を構築する必要があることから、本定時株主総会においては、独立社外取締役が過半数を占める取締役会を組成するべきである。

▶ 取締役会の規模

当社取締役会の適正な規模としては、当社のグローバルな事業展開に対する実効的な監督と純粋持株会社としての迅速な意思決定を担保する観点、また、取締役会の肥大化に伴う将来の内部対立・経営混乱のリスクを残さない観点から、8名程度を基本とするべきである。

▶ 機関投資家株主及びステークホルダーとの対話をも踏まえた取締役候補者の選定

本定時株主総会の取締役候補者の選定に当たっては、当社固有の経営課題及びそれに応じて求められる資質（スキルセット）の内容を十分に踏まえた取締役会構成を指向するべきである。その際、コーポレートガバナンス・コードにおいて、企業と投資家の対話を通じたガバナンスの実効性確保が謳われている趣旨を十分に踏まえ、主要な機関投資家株主との対話結果をも踏まえつつ、取締役候補者を選定することが望まれる。

当社指名委員会は、当社IR室が実施している投資家との対話結果について適宜報告を受けるとともに、当社のガバナンスに関して意見を表明する主要な機関投資家株主との対話を行ってきた。また、経営の連続性・安定性を重視する観点から、社内の主要な執行役、幹部社員とも必要な範囲で対話を行ってきた。

これらに加え、当社が毎年1回実施している取締役会の実効性に関する自己評価（直近では2019年3月期に取締役に対するアンケート調査）の結果も活用すべきである。

当社指名委員会としては、現在の当社が抱える固有の経営課題の内容に加え、上記の株主との対話結果、取締役会の実効性評価の結果をも踏まえれば、当社の取締役会に求められる機能、取締役候補者に求められる資質（スキルセット）としては、以下の諸点が特に重要であると認識している。

（当社取締役会に求められる機能、新任取締役候補者に求められる資質（スキルセット））

- ✓独立社外取締役を中心とした取締役会構成（執行からの独立、創業家影響力の廃除、非執行社内取締役の削減）
- ✓上場企業、特に製造業の経営経験者の登用（社長・CEO経験者）
- ✓海外M&Aや海外事業・海外子会社のリスク管理に関する知見・経験
- ✓大規模な持株会社の社長・CEO経験者
- ✓経営の連続性の確保
- ✓財務会計に関する知見

- ✓内部統制の強化（当社子会社における不適切な取引行為の発生を踏まえた、監査委員会、内部監査部、子会社監査役との連携強化）
- ✓構成員の多様性（ジェンダー、専門分野、その他のバックグラウンドの多様性）

2. 当社指名委員会が選定した本定時株主総会の取締役候補者と指名理由

【定時株主総会に向けた取締役候補者（会社提案）】

当社指名委員会は、上記1を踏まえ、第1号議案及び第2号議案の各候補者10名を会社提案とすることを決定した。当社指名委員会は、上記1のとおり、当社の取締役会の適正な規模としては、実効的な監督と迅速な意思決定を担保、肥大化に伴う内部対立・経営混乱のリスク回避から、8名程度が基本であるとは考えるものの、今回の合計10名の指名はそれと矛盾するものではなく、むしろ取締役会全体の構成を考慮した場合、当社に必要な多様なスキルセットが確保され望ましいと判断した。

なお、当該候補者を選定するプロセスにおいて、当社指名委員会は独自に、会社提案候補者、及び本定時株主総会に向けて行われている株主提案で提案されている取締役候補者のうち社外取締役候補者全員とそれぞれ面談を行っている。

【社外取締役候補者の氏名及びその指名理由】（略）

【取締役候補者の氏名及びその指名理由】（略）

（会社注）

個々の取締役候補者10名の略歴及び選任理由等につきましては、第1号議案（10頁から20頁）及び第2号議案（21頁から24頁）に記載のとおりです。

3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由

【本件株主提案に係る取締役候補者の一部を指名しない理由（総論）】

本件株主提案に係る取締役候補者8名のうち6名については、概ね以下の理由から、当社指名委員会が決定する取締役候補者（会社提案）に含めないこととする。

- ▶ 本件株主提案は、現時点から特定の取締役候補者が代表執行役（ＣＥＯ）に選任・選定されることが前提にされている等、指名委員会等設置会社のガバナンスの在り方（法令に照らし、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・ＣＥＯ）を含めた当社の執行体制については、新しく組成される取締役会及び指名委員会の責任のもとに、選任・選定されるべきである）に対する根本的理解に疑義があること。
- ▶ 本件株主提案においては、「８名の取締役候補者が、一人も欠けることなく、一括して、会社の取締役候補者となること」を提案するものとされているが、本来、取締役は善管注意義務のもと、個々に独立して会社に対して責務を負担するものであって、現時点から代表執行役（ＣＥＯ）に選任・選定されることが前提とされている特定の取締役候補者（本件株主提案を行っている株主）のもとに組成され、あたかも当初から連帯を予定しているかのような提案内容には、むしろ馴れ合いの懸念も禁じ得ないこと。
- ▶ 本件株主提案に係る取締役会構成及び取締役候補者は、上記１の内容と整合しない部分が多く見受けられること。
- ▶ 本件株主提案に係る取締役候補者には、会社提案候補者として指名するだけの合理的理由が不足している者が見受けられること。

【本件株主提案に係る取締役候補者の一部を指名しない理由（候補者別の理由）】（略）

（会社注）

株主提案に係る個々の取締役候補者（鬼丸氏及び鈴木氏を除きます。）を指名しない理由は、第３号議案（26頁から34頁）に記載のとおりです。

4. 本定時株主総会以降の代表執行役（社長・ＣＥＯ）を含めた当社の執行体制に関する基本的な考え方

- ー 当社が指名委員会等設置会社であることを踏まえ、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・ＣＥＯ）を含めた当社の執行体制については、新しく組成される取締役会及び指名委員会の責任のもとに、選任・選定されるべきである。そして、かかる新執行体制の決定は、本定時株主総会後の取締役会・指名委員会において最優先されるべき任務である。
- ー 加えて、当社の企業価値の維持及び向上の観点からは、現執行体制から新執行体制への移行が円滑に行われ、当社の業務執行の連続性・安定性を確保する必要があることから、当社指名委員会としても、本定時株主総会以降の新執行体制について、当社指名委員会が決定した取締役候補者（会社提案）との協議を行いつつ、並行して検討を進め、新たに組成される取締役会及び指名委員会にその検討結果を引き継ぐ予定である。

【会社提案】 第1号議案 取締役8名選任の件

1. 議案の要領

現在の取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、社外取締役候補者7名については、全員が当社の定める社外取締役の独立性基準（25頁）を満たしております。

2. 提案の理由

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「1. 当社の取締役会体制に関する基本的な考え方」を念頭に、現在、当社が置かれた状況を一刻も早く収束させるべく、「企業価値・株主共同の利益の確保」の観点から真摯に検討を行い、本定時株主総会における取締役候補者を決定いたしました。ご提案する取締役候補者につきましては、当社取締役会に新たな視点をもたらすだけでなく、当社の経営を実効的にかつ独立した立場から監督するとともに、株主価値を創造する中長期的な戦略を実行することができるものと期待しております。

候補者 番号	氏 名	現職・旧職等			
1	うち ぼり たみ お 内 堀 民 雄	ミネバアミツミ株式会社 取締役専務執行役員（旧職） 税理士	新任	社外	独立
2	かわ はら はる お 河 原 春 郎	株式会社JVCケンウッド 代表取締役会長兼執行役員CEO（旧職）	新任	社外	独立
3	カート・キャンベル (Kurt M. Campbell)	米国 国務省 東アジア・太平洋担当国務次官補（旧職）	新任	社外	独立
4	たけ うち よう 竹 内 洋	財務省 関税局長（旧職） 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員CFO（旧職）	新任	社外	独立
5	ふく はら けん いち 福 原 賢 一	株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役副会長（現職）	新任	社外	独立
6	まつ ざき まさ とし 松 崎 正 年	コニカミノルタ株式会社 取締役 取締役会議長（現職）	新任	社外	独立
7	み うら ぜん じ 三 浦 善 司	株式会社リコー 代表取締役社長執行役員CEO（旧職）	新任	社外	独立
8	おお つぼ ひこ 大 坪 一 彦	当社 執行役副社長 営業・国内子会社担当（現職） 株式会社LIXIL 代表取締役社長兼COO（現職）	新任		

（注）社外取締役候補者は50音順で記載しております。

社外 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者。

独立 選任後、当社が上場している国内の各証券取引所に独立役員として届け出る取締役候補者。

各候補者について、独立性を有すると判断した具体的な理由は、19頁および20頁に記載の（注）4をご参照ください。



新任

社外

独立

1

うち ぼり たみ お
内 堀 民 雄

(1952年9月6日生)

〔所有する当社株式の数〕
0株

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月 ミネベアミツミ株式会社入社
1982年11月 同社 米国子会社出向
1988年 5 月 同社 欧州子会社出向
2003年12月 同社 経営管理部長
2007年 6 月 同社 執行役員業務本部総合企画部門長兼総合企画部長
2011年 6 月 同社 常務執行役員
2012年 5 月 同社 管理・企画・経理部門副担当兼経営企画部長
2013年 6 月 同社 取締役専務執行役員 経営企画部門担当兼経営企画部長
2016年 6 月 同社 取締役専務執行役員 経営企画本部長
2018年 7 月 同社 専務理事 (2019年3月まで)

社外取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、内堀氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

○ミネベアミツミ株式会社の取締役専務執行役員として、同社の経営企画機能の中枢を担い、事業計画の策定・M&A戦略に携わるなど、グローバル製造業のマネジメントとしての豊富な経験と高い知見を有すること。

○税理士として税務に関する専門性を有すること。

○ミネベアミツミ株式会社は、当社の主要取引先又は主要株主に該当せず、内堀氏は当社に対する独立性を有するものと判断されること。 (※)

※内堀氏の独立性の判断にかかる具体的な理由は、19頁記載の（注）4をご参照ください。



新任

社外

独立

2

かわ 原 はる 春 お 郎
河 原 春 郎

(1939年3月9日生)

[所有する当社株式の数]
0株

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1961年 4 月 株式会社東芝入社
1985年 4 月 米国 インターナショナルフュエルゼルス社（米国企業と株式会社東芝の合併会社）社長
1996年 6 月 株式会社東芝 取締役 総合企画部長委嘱
1997年 6 月 同社 常務取締役
2000年 7 月 同社 顧問（2002年6月退社）、リップルウッド・ジャパン シニアアドバイザー（2002年6月退社）
2002年 6 月 株式会社ケンウッド（現 株式会社JVCケンウッド）代表取締役社長兼執行役員 最高経営責任者（CEO）
2007年 6 月 同社 代表取締役会長
2008年10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社（現 株式会社JVCケンウッド）代表取締役会長兼執行役員CEO
2009年 6 月 同社 代表取締役会長兼社長兼執行役員CEO
2011年 5 月 同社 代表取締役会長兼執行役員統合経営責任者
2012年 6 月 株式会社JVCケンウッド 代表取締役 取締役会議長
2013年11月 同社 代表取締役 取締役会議長兼執行役員CEO
2014年 6 月 同社 代表取締役会長兼執行役員CEO（2017年6月退任）
2017年 3 月 株式会社ZMP 取締役兼全社経営戦略政策（2018年3月退任）

※2008年10月にJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社が設立され、2011年8月に同社は株式会社JVCケンウッドに商号変更しました。その後、2011年10月に同社は、傘下の株式会社ケンウッド、日本ビクター株式会社他を合併しています。

社外取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、河原氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

○株式会社JVCケンウッドにおいて、取締役会議長や代表取締役会長、社長兼執行役員最高経営責任者を歴任し、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わってきたこと。

○複数の企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づき、当社取締役会への提言と監督機能を期待できること。

○株式会社JVCケンウッドは、当社の主要取引先又は主要株主に該当せず、河原氏は当社に対する独立性を有するものと判断されること。（※）

※河原氏の独立性の判断にかかる具体的な理由は、19頁記載の（注）4をご参照ください。



新任

社外

独立

3

カート・キャンベル (Kurt M. Campbell)

(1957年8月27日生)

[所有する当社株式の数]

0株

[重要な兼職の状況]

アジアグループエルエル
シー 創立パートナー会
長兼CEO

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 9 月	ハーバード大学ケネディ行政大学院 准教授、科学・国際問題センター副所長、南アフリカプロジェクト ディレクター
1992年 9 月	米国 財務省 ホワイトハウス・フェロー
1993年 9 月	米国 国防次官補代理（アジア太平洋地域担当）、国家安全保障会議（NSC）スタッフ・ディレクター、北米自由貿易協定（NAFTA）大統領特別顧問代理などを歴任
2000年 8 月	戦略国際問題研究所（CSIS）上級副所長およびヘンリー・A・キッシンジャー・チェア
2000年 9 月	ストラットアジアエルエルシー 会長兼創立者
2004年 9 月	新米国安全保障研究所 CEO 兼共同創立者
2007年10月	米国 国務省 東アジア・太平洋担当国務次官補
2009年 3 月	アジアグループエルエルシー 創立パートナー会長兼CEO（現任）
2013年 2 月	スタンダードチャータードピーエルシー ボードメンバー
2013年 3 月	スタンダードチャータードピーエルシー ボードメンバー
2013年 4 月	メットライフインク ボードメンバー

社外取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、キャンベル氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

○アジア・太平洋地域のビジネス、政治、安全保障に関して非常に高度な専門性を有しており、米国に在住しつつも日本との長期的な友好関係を築き、過去25年以上にもわたって、日本、中国、東南アジア、インドをはじめとするアジア・太平洋地域全体との間で、深い関係性を構築してきていること。

○前米国務次官補東アジア・太平洋担当、北米自由貿易協定（NAFTA）大統領特別顧問代理、財務省ホワイトハウス・フェローなどを歴任しており、米国の国家安全保障問題に精通していること。

○アドバイザー兼投資会社であるThe Asia Groupの設立者及び共同会長であり、海外事業やM&Aおよび海外事業リスク管理の豊富な経験と幅広い見識に基づく当社経営への提言を期待できること。

○当社の定める独立性基準を満たしていること。 (※)

※キャンベル氏の独立性の判断にかかる具体的な理由は、19頁記載の（注）4をご参照ください。



新任 社外 独立

たけ うち よう
竹 内 洋

(1949年7月14日生)

〔所有する当社株式の数〕
0株

〔重要な兼職の状況〕
オールニッポン・アセッ
トマネジメント株式会
社 代表取締役社長

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4 月 大蔵省入省
2002年 7 月 財務省 関東財務局長
2005年 8 月 財務省 関税局長
2006年 8 月 日本政策投資銀行 理事
2008年10月 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員CFO（2013年5月退任）
2013年 6 月 清水建設株式会社 社外取締役（現任）
2014年 4 月 西川シンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業 客員弁護士（現任）
2014年 6 月 株式会社プロネクサス 社外監査役（現任）
2016年 2 月 オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）

※2019年6月開催予定の清水建設株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社取締役を退任予定です。

社外取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、竹内氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

○関東財務局長、関税局長等の公職を務めており、金融行政に長年携わってきたこと。

○日本政策投資銀行の理事、取締役常務執行役員、CFOを歴任しており、財務や金融及び企業経営のリスク管理に関する豊富な経験と高い知見を有すること。

○2019年3月末時点における当社グループの日本政策投資銀行からの借入残高は僅少（※）であることから、当社グループの資金調達において代替性がない程度に依存している金融機関とは認められず、竹内氏は当社に対する独立性を有する者と判断されること。（※）

※竹内氏の独立性の判断にかかる具体的な理由は、20頁記載の（注）4をご参照ください。



新任

社外

独立

5

ふく はら けん いち
福 原 賢 一

(1951年4月19日生)

[所有する当社株式の数]

0株

[重要な兼職の状況]

公益財団法人福武財団
副理事長
公益財団法人ベネッセこ
ども基金 副理事長

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 野村證券株式会社入社
2000年 6 月 同社 金融研究所長兼投資調査部長、野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株
式会社 代表取締役社長
2000年 7 月 野村證券株式会社 取締役
2003年 6 月 同社 執行役、野村ホールディングス株式会社 執行役（2004年3月退任）
2004年 4 月 株式会社ベネッセコーポレーション（現 株式会社ベネッセホールディングス）執行役員専務、
株式会社ベネッセスタイルケア 取締役副社長
2004年 6 月 株式会社ベネッセコーポレーション 執行役員専務、株式会社ベネッセスタイル
ケア 代表取締役社長
2007年 4 月 株式会社ベネッセコーポレーション 代表取締役副会長兼CEO補佐
2007年 6 月 同社 代表取締役会長兼CEO補佐、Berlitz International, Inc. Chairman of the Board and CEO
2009年10月 株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役副社長兼CFO
2012年10月 公益財団法人福武財団 副理事長（現任）
2014年10月 株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役副社長兼CAO兼CFO
2015年 4 月 同社 代表取締役副社長兼CAO
2015年11月 公益財団法人ベネッセ子ども基金 副理事長（現任）
2016年 6 月 株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役社長、Berlitz Corporation Chairman of the Board and CEO
2016年10月 株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役副会長兼語学カンパニー長、
株式会社サイマルインターナショナル 社外取締役（現任）（2019年6月21日退任予定）
2017年 8 月 株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役副会長（現任）（2019年6月22日退任予定）
Berlitz Corporation Chairman of the Board（現任）（2019年6月22日退任予定）

社外取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、福原氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

- 株式会社ベネッセホールディングスにおいて、代表取締役社長や代表取締役副会長、海外グループ企業のチェアマンオブザボードを務めるなど、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わってきたこと。
- 企業経営者として豊富な経験と幅広い識見に加え、CFOへの登用や海外事業戦略や海外事業リスク管理に関する実績を有すること。
- 株式会社ベネッセホールディングスは、当社の主要取引先又は主要株主に該当せず、福原氏は当社に対する独立性を有する者と判断されること。（※）

※福原氏の独立性の判断にかかる具体的な理由は、20頁記載の（注）4をご参照ください。



新任

社外

独立

まつ
松ざき
崎まさ
正とし
年

(1950年7月21日生)

[所有する当社株式の数]
0株

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 小西六写真工業株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社
 1997年11月 コニカ株式会社（現 コニカミノルタ株式会社） 情報機器事業本部カラー機器
 開発統括部第二開発グループリーダー（部長）
 1998年 5 月 同社 情報機器事業本部システム開発統括部第一センター長
 2003年10月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社 取締役
 2005年 4 月 コニカミノルタ株式会社 執行役、コニカミノルタテクノロジーセンター株式会
 社 代表取締役社長
 2006年 4 月 コニカミノルタ株式会社 常務執行役、コニカミノルタテクノロジーセンター株
 式会社 代表取締役社長
 2006年 6 月 コニカミノルタ株式会社 取締役常務執行役、コニカミノルタテクノロジーセン
 ター株式会社 代表取締役社長
 2009年 4 月 コニカミノルタ株式会社 取締役代表執行役社長
 2014年 4 月 同社 取締役 取締役会議長（現任）
 2016年 5 月 いちご株式会社 社外取締役（現任）
 2016年 6 月 株式会社野村総合研究所 社外取締役（現任）
 2016年 6 月 日本板硝子株式会社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

- 当社は、以下の事由を総合的に勘案し、松崎氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。
- コニカミノルタ株式会社において、取締役兼代表執行役社長および取締役会議長を務めるなど、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わってきたこと。
 - 企業経営者として純粋持株会社および事業会社の双方に対する深い知見を持ち、当社取締役会への提言と監督機能を期待できること。
 - コーポレートガバナンスに関する研鑽・啓蒙に取り組む一般社団法人日本取締役協会の会員として2014年から活動し、2018年に幹事（副会長）に就任。現在『取締役会の在り方委員会』の委員長を務めることから、当社取締役会のコーポレートガバナンス機能の向上が期待できること。
 - コニカミノルタ株式会社は、当社の主要な取引先または主要株主に該当せず、松崎氏は当社に対する独立性を有する者と判断されること。（※）

※松崎氏の独立性の判断にかかる具体的な理由は、20頁記載の（注）4をご参照ください。



新任

社外

独立

7

み う ら ぜん じ
三 浦 善 司

(1950年1月5日生)

[所有する当社株式の数]

0株

[重要な兼職の状況]

株式会社Tri Med. 代表
取締役

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 株式会社リコー入社
1979年 2 月 Ricoh Europe BV（オランダ）管理部門担当
1988年 7 月 同社 CFO
1993年 1 月 Ricoh France S.A. 代表取締役社長兼会長
1995年10月 Gestetner Holdings PLC, UKマネージング・ディレクター
1998年 1 月 株式会社リコー 経理本部財務部長
2000年10月 同社 執行役員経理本部長
2003年 6 月 同社 上席執行役員経理本部長
2004年 6 月 同社 常務取締役経理本部長
2005年 6 月 同社 取締役専務執行役員経理本部長CFO
2006年 4 月 同社 取締役専務執行役員総合経営企画室長CFO兼CIO
2009年 4 月 同社 取締役専務執行役員総合経営企画室長CFO兼CIO兼CSO
2011年 4 月 同社 代表取締役副社長執行役員
2012年 4 月 ペンタックスリコーイメージング株式会社 代表取締役会長、
Ricoh Americas Holdings, Inc. 会長兼CEO
2013年 4 月 株式会社リコー 代表取締役社長執行役員CEO（2017年3月退任）
2016年 3 月 コカ・コーラウエスト株式会社（現 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）社外取締役
2017年 4 月 株式会社リコー 特別顧問
2018年 4 月 コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役
2018年 8 月 株式会社Tri Med. 代表取締役（現任）
2019年 1 月 ボラリス・キャピタル・グループ株式会社 取締役（現任）
ボラリス・アドバイザーズ株式会社 取締役会長（現任）
2019年 4 月 日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社 取締役会長（現任）

社外取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、三浦氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

- 株式会社リコーにおいて、代表取締役社長執行役員及びCEOを務めるほか、海外関係会社の取締役社長や会長・CEOを歴任しており、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わってきたこと。
- 企業経営者として豊富な経験と幅広い識見に加え、CFO（財務担当）やCSO（経営戦略担当）としての実績を有していること。
- 株式会社リコーは、当社の主要取引先又は主要株主に該当せず、三浦氏は当社に対する独立性を有する者と判断されること。（※）

※三浦氏の独立性の判断にかかる具体的な理由は、20頁記載の（注）4をご参照ください。



新任

おお っ ぽ か ず ひ こ
大 坪 一 彦

(1958年7月8日生)

〔所有する当社株式の数〕
16,028株

〔重要な兼職の状況〕
株式会社LIXIL 代表取締役社長兼COO

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2003年 4月 トステム株式会社（現 株式会社LIXIL）執行役員営業本部九州統括支店長
2006年10月 同社 執行役員営業本部中部支社長
2008年10月 同社 執行役員営業本部副本部長
2009年 4月 同社 常務執行役員営業本部副本部長
2011年 4月 株式会社LIXIL 常務執行役員営業カンパニー営業本部サッシルート統括部長
2014年10月 同社 常務執行役員LIXILジャパンカンパニー関西支社長
2016年 7月 同社 専務役員LIXILジャパンカンパニー関西支社長
2016年10月 同社 専務役員LIXILジャパンカンパニーChief Operating Officer
2017年 6月 同社 取締役 副社長LIXILジャパンカンパニーChief Executive Officer
2017年 6月 当社 執行役副社長国内営業担当
2018年 6月 株式会社LIXIL 代表取締役 副社長LIXILジャパンカンパニーChief Executive Officer
2018年 6月 当社 執行役副社長営業・国内子会社担当（現任）
2018年11月 株式会社LIXIL 代表取締役社長兼COO LIXILジャパンカンパニーChief Executive Officer（現任）

取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、大坪氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

○大坪氏は、株式会社LIXILグループ傘下の最大事業会社である株式会社LIXILの経営トップであること。

○当社のプロパー社員として1981年の入社以来、一貫して当社の要職を務めており、基幹2事業（ウォーターテクノロジー事業、ハウジングテクノロジー事業）の双方において広く顧客から認知されており、当社の営業活動・事業環境の継続性・安定性に最も資する候補者と考えられること。

○大坪氏は、2018年11月に株式会社LIXILの代表取締役社長兼COOに就任して以降、上半期に悪化していた業績を立て直すことに成功したこと。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 現行定款第30条第2項において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。本総会において、内堀民雄、河原春郎、カート・キャンベル、竹内 洋、福原賢一、松崎正年および三浦善司の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。それらの契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・当該社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 本総会において内堀民雄、河原春郎、カート・キャンベル、竹内 洋、福原賢一、松崎正年および三浦善司の各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏を当社が上場している国内の各証券取引所に対して独立役員として届け出ます。なお、内堀民雄、河原春郎、カート・キャンベル、竹内 洋、福原賢一、松崎正年および三浦善司の各氏は、当社の定める社外取締役の独立性基準（25頁）を満たしております。
4. 内堀民雄、河原春郎、カート・キャンベル、竹内 洋、福原賢一、松崎正年および三浦善司の各氏が独立性を有すると判断した具体的な理由は次のとおりです。

候補者氏名	理由
内 堀 民 雄	同氏は、ミネベアミツミ株式会社の専務理事でありましたが、2019年3月に退任しております。同社グループと当社グループの間には電子部品等の購入や製品の販売に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.12％、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.001％であり、両社において主要な取引先には該当しません。したがって、同氏の独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（25頁）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
河 原 春 郎	同氏は、株式会社JVCケンウッドの代表取締役会長兼執行役員CEOでありましたが、2017年6月に退任しております。同社グループと当社グループの間には製品の仕入や修理その他に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.000009％、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.00001％であり、両社において主要な取引先には該当しません。したがって、同氏の独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（25頁）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
カート・キャンベル	同氏は、The Asia Groupの創立パートナー会長兼CEOであります。同社と当社グループの間にはコンサルティング・アドバイザーに関する取引がありますが、直近事業年度において800万円未満であり、両社において主要な取引先には該当しません。したがって、同氏の独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（25頁）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。

候補者氏名	理由
竹 内 洋	同氏は、株式会社日本政策投資銀行の取締役常務執行役員CFOでありましたが、2013年5月に退任しております。さらに、同社と当社グループとの間には資金調達に関する取引がありますが、その取引には2件のシンジケートローンが含まれるところ、同社はそれぞれ全部で10行および19行からなるシンジケート団の1社に過ぎず、それらを含め、同社は、当社グループの直近事業年度末における有利子負債（725,958百万円）に占める割合は0.91%（6,600百万円）であることから、当社グループの資金調達において代替性がない程度に依存している金融機関とはいえず、両社において主要な取引先には該当しません。したがって、同氏の独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（25頁）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがありません。
福 原 賢 一	同氏は、株式会社ベネッセホールディングスの代表取締役副会長であります。2019年6月に退任予定であります。同社グループと当社グループとの間には通訳・翻訳や修理その他に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.01%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.0000009%であり、両社において主要な取引先には該当しません。したがって、同氏の独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（25頁）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがありません。
松 崎 正 年	同氏は、コニカミノルタ株式会社の取締役 取締役会議長であります。同社グループと当社グループとの間には製品の購入や修理その他に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.001%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.00001%であり、両社において主要な取引先には該当しません。したがって、同氏の独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（25頁）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがありません。
三 浦 善 司	同氏は、株式会社リコーの代表取締役社長執行役員CEOでありましたが、2017年3月に退任しております。同社グループと当社グループとの間にはデジタルサイネージの設置・製品の購入や製品の販売に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.009%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.000004%であり、両社において主要な取引先には該当しません。また、同氏は、日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社の取締役会長であります。同社と当社グループとの間には製品の購入に関する取引がありますが、同社の売上高に対する割合は0.003%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.000004%であり、両社において主要な取引先には該当しません。したがって、同氏の独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（25頁）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがありません。

【会社提案・株主提案】
第2号議案 取締役2名選任の件

1. 議案の要領

当社指名委員会は、第1号議案において提案する取締役候補者8名と共に、株主から提案された取締役候補者のうち社外取締役候補者2名を当社が提案する社外取締役候補者とすることを決定したため、かかる決定に基づき、その選任をお願いするものであります。

上記のとおり、当該社外取締役候補者2名につきましては、株主提案における社外取締役候補者でもあります。

2. 提案の理由

当社指名委員会は、株主から提案された取締役候補者のうち社外取締役候補者全員と面談した結果、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「1. 当社の取締役会体制に関する基本的な考え方」を踏まえて、株主から提案された社外取締役候補者のうち、本議案において提案する2名について社外取締役候補者とすることを決定しました。当該社外取締役候補者2名につきましても、第1号議案で提案した取締役候補者と共に、当社取締役会に新たな視点をもたらすだけでなく、当社の経営を実効的にかつ独立した立場から監督すると共に、株主価値を創造する中長期的な戦略を実行することができるものと期待しております。

なお、当該社外取締役候補者2名に関する株主提案における提案理由については、後記の各取締役候補者に関する「提案株主が社外取締役候補者とした理由」に加えて、第3号議案「2. 全候補者についての提案理由」をご参照ください。

候補者 番号	氏 名	現職・旧職等			
1	おに 鬼 丸 かおる	最高裁判所 判事（旧職）	新任	社外	独立
2	すず 鈴 き 木 てる お 夫 輝 夫	あずさ監査法人 副理事長（旧職） 公認会計士	新任	社外	独立

（注）社外取締役候補者は50音順で記載しております。

- 社外
- 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者。
-
- 独立
- 選任後、当社が上場している国内の各証券取引所に独立役員として届け出る予定の取締役候補者。

（注）上記社外取締役候補者2名からは、2019年5月28日時点において、会社提案の取締役候補者としての就任については承諾を得ておりません。当社といたしましては、本定時株主総会の開催日までの間、当社および当社指名委員会等との協議を重ねて頂くこと等を通じて、ご承諾を得られるべく引き続き努力を重ねて参る所存です。



新任 社外 独立

1

おに まる
鬼 丸 かおる

(1949年2月7日生)

〔所有する当社株式の数〕

0株

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1973年	司法修習生（第27期）
1975年	弁護士登録・山梨県弁護士会所属
1978年	東京弁護士会所属
1991年	東京都杉並区教育委員会委員
1994年	最高裁判所司法研修所民事弁護教官
1997年	医薬品PLセンター審査会委員
1998年	東京簡易裁判所司法委員、東京家庭裁判所調停委員
1999年	日本女性法律家協会副会長
2001年	東銀リース債権回収株式会社取締役
2004年	中央最低賃金審議会委員（厚生労働省）、全国農業協同組合連合会監事
2007年	防衛省人事審議会委員・公正分科会会長、内閣府国民生活審議会委員
2008年	労働保険審査会委員（厚生労働省）
2013年	最高裁判所判事（2019年2月退官）

当社が社外取締役候補者とした理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、鬼丸氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

○法律の専門家である弁護士として長年キャリアを積まれている上、最高裁判所判事（2013年就任～2019年2月退任）として重大事案に関わってきたこと。

○社外取締役として独立性があり、十分な監督機能が期待できること。

○当社コンプライアンス意識の徹底、取締役会のダイバーシティ確保等の観点から当社の取締役会の機能強化に期待が持てる人材であること。

○本定時株主総会における株主提案においては、「8名の取締役候補者が、一人も欠けることなく、一括して、会社の取締役候補者となること」が提案されているものの、取締役選任議案は候補者それぞれについて独立の議案を構成すると考えられ、それが議決権の過半数により承認可決された場合には法的に有効な決議と解されること。

提案株主が社外取締役候補者とした理由

鬼丸かおるは、弁護士出身の前最高裁判所判事であり、会社の法的問題に意見を述べ、経営全般を監視する上で、鬼丸候補以上の経験、識見を持つ候補を探すこと自体極めて困難である。また、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補である。

（会社注）

「提案株主が社外取締役候補者とした理由」は、提案株主から提出された提案の理由をそのまま記載したものです。なお、提案株主による提案理由については、第3号議案「2. 全候補者についての提案理由」についても併せてご参照ください。



新任 社外 独立

すず 木 てる お
鈴 木 輝 夫

2

(1949年10月21日生)

[所有する当社株式の数]

0株

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1973年	アーサーアンダーセン アンド カンパニー東京事務所入所
1989年	英和監査法人（アーサーアンダーセン）代表社員就任
1993年	監査法人朝日新和会計事務所と合併し、朝日監査法人代表社員就任
1997年	大蔵省 企業会計審議会幹事となる（1998年8月まで）
1999年	金融庁（旧大蔵省）公認会計士第二次試験委員（2002年10月まで）
2003年	朝日監査法人 本部理事就任
2004年	あずさ監査法人と合併、あずさ監査法人となり本部理事就任
2005年	あずさ監査法人経営改革支援本部長就任、金融庁企業会計審議会内部統制部会臨時委員就任（2016年3月まで）
2006年	あずさ監査法人 専務理事就任、RA本部長就任
2010年	あずさ監査法人 副理事長（2011年8月まで）
2012年 6月	あずさ監査法人 退職
2012年 6月	花王株式会社社外監査役就任（2016年3月まで）
2013年 6月	株式会社クボタ社外監査役就任（2019年3月まで）

当社が社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由

当社は、以下の事由を総合的に勘案し、鈴木氏が備える資質（スキルセット）は、当社取締役会が最善のガバナンス体制を構築する上で必要であると考え、社外取締役候補（会社提案）とすることを決定しております。

- 鈴木氏は長年にわたり大手監査法人において上場企業の監査業務に従事するなど、財務会計分野で高い専門性を有しており、当社の取締役会の機能強化に期待が持てる人材であること。
- 鈴木氏が過去に複数の要職を務めたあずさ監査法人（KPMGグループ）は、当社との間で財務・税務分野の助言業務等で取引関係があり、当社のコーポレートガバナンス・ガイドライン第28条の独立性基準が定める「専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間 1000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者」に相当するものの、鈴木氏は2012年6月にあずさ監査法人を退所しており、本定時株主総会開催時点において退所から7年が経過していること（当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインでは、過去5年間に於いて独立性基準への該当が無ければ独立性を有しているものと判断すること）。
- 本定時株主総会における株主提案においては、「8名の取締役候補者が、一人も欠けることなく、一括して、会社の取締役候補者となること」が提案されているものの、取締役選任議案は候補者それぞれについて独立の議案を構成すると考えられ、それが議決権の過半数により承認可決された場合には法的に有効な決議と解されること。

提案株主が社外取締役候補者とした理由

鈴木輝夫は、あずさ監査法人の副理事長まで務めた公認会計士であり、「海外事業管理の方法」、「新任役員のためのコーポレートガバナンスの基礎知識」等の多数の著書がある内部統制の専門家である。近時、会社の海外子会社の問題も生じているところ、取締役として、会社の財務・会計・内部統制面での高度な専門知識に基づく、海外子会社を含めた経営の監視と助言を行うことが同候補には期待されている。

（会社注）

「提案株主が社外取締役候補者とした理由」は、提案株主から提出された提案の理由をそのまま記載したものです。なお、提案株主による提案理由については、第3号議案「2. 全候補者についての提案理由」についても併せてご参照ください。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現行定款第30条第2項において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。本総会において、鬼丸かおるおよび鈴木輝夫の各氏の選任が承認され、各氏との協議の結果、合意に至った場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。それらの契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・当該社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、本総会において鬼丸かおるおよび鈴木輝夫の各氏の選任が承認され、各氏との協議の結果、合意に至った場合、当社は、各氏を当社が上場している国内の各証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】当社の社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性を確保するため、以下の基準を定めております。

1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有しているものとする。
 - (1) 当社の10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者（以下、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。）
 - (2) 当社が10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
 - (3) 当社グループとの間で双方いずれかの年間連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
 - (4) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
 - (5) 当社グループの会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
 - (6) 当社グループから年間1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体（法人等という。）である場合には、当社グループから年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
 - (7) 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体（弁護士法人等という。）である場合には、当社グループから年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者
 - (8) 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が本項第1号乃至第7号のいずれかに該当する者
 - (9) 過去5年間に於いて、本項第1号乃至第8号のいずれかに該当していた者
 - (10) 当社グループの業務執行者（本項第1号の定めにかかわらず、業務執行取締役、執行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。）が役員に就任している会社の業務執行者
2. 取締役会は、社外取締役に就任した者が前項の独立性基準を充足し続けていることについて、継続的に監視する。

【株主提案】 第3号議案 取締役6名選任の件

1. 議案の要領

以下の取締役候補者6名（第2号議案の取締役候補者を含め合計8名）を、一括して会社の取締役として選任することを提案する。

（会社注）

提案株主からは、株主提案に係る取締役候補者8名を一括して選任することに関して、決議の結果、株主提案に係る取締役候補者8名が選任される者と選任されない者に分かれた場合、その結果を法的に否定するものではない（株主提案に係る取締役候補者8名の選任議案が全て承認可決されることを各議案の停止条件とするものではない）旨の連絡を受けております。

2. 全候補者についての提案理由（会社注：第2号議案の取締役候補者を含む）

（1）潮田氏の影響力によるガバナンス不全

昨年10月31日の会社のCEO交代手続にガバナンス上の問題が生じ、機関投資家等から、潮田洋一郎取締役と山梨広一取締役の取締役解任を求める臨時株主総会の招集が請求される事態を招いた。

会社の依頼を受けてこの問題を調査した弁護士は、「社外取締役を含めた多くの取締役に、程度の差はあるものの、潮田氏に対するある種の遠慮があったことが認められ、このことが、潮田氏が提案する人事に対して、ガバナンスを効かせた議論をすることができなかった原因・背景の一つ」と述べている。潮田・山梨取締役の影響下で指名委員会が指名する会社提案の取締役候補者が、創業家一族である潮田洋一郎取締役兼CEOの意に反する行為を行うことは今後とも期待できない。

（2）本件株主提案の候補者8名（会社注：第2号議案の取締役候補者を含む）全員が取締役に選任される必要性

本件株主提案の候補者は各自、会社の取締役候補として十分な経験、識見、専門性を有しており、各自、会社の取締役として重要な意思決定に参画し、会社の企業価値を向上することが期待されている。

もっとも、社外取締役の候補者全員より、潮田取締役の影響が十分に排除された取締役会メンバーの布陣となることが就任承諾の条件である旨表明されていることから、本書の株主提案は、この8名（会社注：第2号議案の取締役候補者を含む）の取締役候補者が、一人も欠けることなく、一括して、会社の取締役となることを会社の第77回定時株主総会に提案するものである。

（会社注）

以上は、提案株主から提出された提案の理由をそのまま記載したものです。

また、後記の各取締役候補者に関する「社外取締役候補者とした理由」「取締役候補者とした理由」他、27頁の表と27頁から34頁の「当社取締役会および指名委員会の意見」以外の記載内容は全て、提案株主から提出された内容をそのまま記載しております。

候補者 番号	氏 名			
1	にし 西	うら 浦	ゆう 裕	じ 二
2	はま 濱	ぐち 口	だい 大	すけ 輔
3	い 伊	な 奈	けい 啓	い いちろう 一郎
4	かわ 川	もと 本	りゅう 隆	いち 一
5	よし 吉	だ 田		さとし 聡
6	せ 瀬	と 戸	きん 欣	や 哉

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、第3号議案の取締役候補者の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、株主提案に係る取締役候補者8名のうち、鬼丸かおるおよび鈴木輝夫の両氏を除く6名については、次頁以降にそれぞれ記載する理由により、取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しました。かかる当社指名委員会の決定を受け、当社取締役会で審議した結果、当社取締役会は、指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

1にしうらゆうじ 西浦裕二

(1953年1月3日生)



所有する貴社の株式数
なし

略歴

重要な兼職の状況

株式会社スクウェア・エニックス・
ホールディングス社外取締役
三井住友トラストクラブ株式会社代
表取締役会長（2018年12月退任）
三井住友信託銀行株式会社顧問

2000年	ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社代表取締役社長
2006年	アリックスパートナーズ日本代表
2011年	アリックスパートナーズ米国本社副会長
2012年	アクサ生命保険株式会社取締役会長
2014年	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス社外取締役（現任）
2015年	三井住友トラストクラブ株式会社代表取締役会長（2018年12月退任）
2015年	三井住友信託銀行株式会社顧問（現任）

特別利害関係
なし

社外取締役候補者とした理由

西浦裕二は、複数の企業の経営に携わり、かつ多くの企業再生案件に関わってきた経営のプロである。難局に直面する企業の現場で、コーポレート・ガバナンスの再構築に関する豊富な経験を有している。執行も熟知した専門家として、経営全般の監視、助言を行うことが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、西浦裕二氏の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、西浦裕二氏を取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

○西浦氏が2015年から3年間に亘り代表取締役会長を務めた三井住友トラストクラブ株式会社は、当社の主要な借入先である三井住友信託銀行株式会社の100%出資下にある関連会社であること。当社の2019年3月末時点における三井住友信託銀行株式会社からの借入残高は205億円であり、三井住友信託銀行株式会社は、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関であること。

○また、西浦氏は2015年から三井住友信託銀行株式会社の顧問を務めており、現在もその職位にあること。

○すなわち、西浦氏は社外取締役としての独立性には疑義があること。

2 はまぐち だいすけ 濱口 大輔

(1953年6月5日生)



所有する貴社の株式数	略歴
なし	
重要な兼職の状況	
企業年金連合会運用執行理事	1976年 三菱商事株式会社 非鉄金属部門
チーフインベストメントオフィサー (2019年4月2日退職)	1987年 同社 金融、資本市場部門 在英金融子会社社長
公益社団法人日本証券アナリスト協会理事	1999年 三菱商事企業年金基金 常務理事 兼 運用執行理事
一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事	2005年 企業年金連合会 年金運用部長
	2009年 企業年金連合会 運用執行理事 チーフインベストメントオフィサー (2019年4月2日退職)
	2013年 公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事 (現任)
特別利害関係	2019年 一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム 理事 (現任)
なし	

社外取締役候補者とした理由

濱口大輔は、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めただけでなく、「法制審議会会社法制部会」委員、「コーポレートガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員等を歴任したコーポレートガバナンスの専門家である。株主の視点から、現在の問題ある会社のガバナンスを直し、会社の中長期的成長を図る上で、豊富な経験と高度な専門知識に基づいた、経営の監視と助言を行うことが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、濱口大輔氏の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」(6頁から9頁)の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部(8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名)を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、濱口大輔氏を取締役候補者(会社提案)に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

- 濱口氏が2009年から10年に亘り運用執行理事 チーフインベストメントオフィサーを務めた企業年金連合会は、自家運用及び委託先運用機関を通じて株式を保有・運用する大手年金基金であり、当社の株式についても、自家運用及び委託先運用機関を通じて保有・運用していること。
- 企業年金連合会の運用状況説明書(同会のホームページに公表されている直近2017年度版)によれば、国内株式の運用委託先として7社の運用機関が選定されており、当社でこのうちの3社が当社株式に現在投資を行っている機関投資家株主であることを確認していること。
- 濱口氏が企業年金連合会を退任したのが2019年4月とごく最近のことであること。
- 濱口氏は2019年から一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムの理事を務めているところ、同フォーラムが、「機関投資家協働対話プログラム」を主宰することを目的としており、当該プログラムに参加する機関投資家と企業との協働対話を主宰していることからすれば、特定の機関投資家との利害関係が懸念され、一般株主との間に利益相反が生じるおそれや否定できないこと。
- 以上のとおり、企業年金連合会の投資実績や運用委託構造、企業年金連合会の退職時期や一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムでの活動を通じた特定の機関投資家との利害関係等を総合的に考慮すれば、当社指名委員会としては、濱口氏の資本市場における知見や専門性は高く評価するものの、濱口氏の立場と一般株主との間に利益相反が生じるおそれや、委託先運用機関である機関投資家株主の議決権行使判断の客観性・公正性も担保されないおそれが否定できず、社外取締役としての適正性に疑問があること。

3 伊 奈 啓 一 郎

(1949年3月24日生)



所有する貴社の株式数

403,582株

略歴

1974年 伊奈製陶株式会社（現 株式会社 L I X I L）入社
1998年 株式会社 I N A X（現 株式会社 L I X I L）取締役
2001年 株式会社 I N A X トステム・ホールディングス（現 株式会社 L I X I L グループ）取締役
2003年 株式会社 I N A X トステム・ホールディングス 取締役 監査・I R 広報・経理財務担当
2006年 株式会社住生活グループ 取締役 I R 広報担当
2008年 株式会社住生活グループ 取締役 C S R 担当
2009年 株式会社住生活グループ 取締役
2017年 株式会社 L I X I L グループ 取締役 兼 報酬委員会委員
2018年 株式会社 L I X I L グループ 取締役（現任）

特別利害関係

なし

取締役候補者とした理由

本件株主提案者である伊奈啓一郎は、現在の会社取締役であり、現経営陣の中で少数派ながら、ガバナンス上問題とされる行為を阻止、あるいは糺すべく努力し続けてきた。伊奈は、会社のIR広報の業務や経営に長年携わっており、現在は業務執行をしていないが、執行をしない取締役として、今後とも執行役の監督、助言をすることが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、伊奈啓一郎氏の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、伊奈啓一郎氏を取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

- 現在の当社を取り巻く状況に照らせば、当社取締役会には、独立性の高い社外取締役を中心とした構成により強い監督機能を発揮し、経営の混乱を収束させることが強く期待されており、社内の非業務執行取締役を登用する重要性は相対的に低下していること。
- 取締役は、経営に対する意見を一定の範囲で表明することや株主として権利行使を行うことは禁じられるものではないものの、基本的には、取締役会における審議その他取締役として認められる各種権利等に基づいて、ガバナンスの充実ひいては企業価値の向上に努める責務を負うものと解される。しかるに、伊奈氏はこれまで、当社取締役会内部の状況や自らの当社のガバナンスに対する考え・思い等を、複数回に亘り広く外部に公表し、当社の経営の混乱を助長する等、当社の取締役としての責務についても必ずしも十分に果たしたとは評価できない。特定の者を代表執行役に支持するからといって、株主の信認を得た取締役から構成される取締役会での結論を覆すべく、取締役としての守秘義務を超えて、外部に広く自らの意見を訴えることは取締役の資質として疑義があると言わざるを得ないこと。
- 伊奈氏は、当社取締役としての在任年数は18年に及び、一般的な機関投資家が独立取締役の監督機能の実効性を確保する観点から求める取締役の在任年数（8年～12年程度）の基準に準じて考えた場合に、監督機能を十分に発揮することができるかという点について疑義があること。



4 かわもと りゅう いち 川 本 隆 一

(1952年10月8日生)

所有する貴社の株式数

16,752株

略歴

1976年 伊奈製陶株式会社（現 株式会社 LIXIL）入社
2000年 株式会社 INAX（現 株式会社 LIXIL）取締役
2003年 株式会社 INAX 常務取締役
2004年 株式会社 INAX 取締役 常務執行役員
2006年 株式会社 INAX 取締役 専務執行役員
2007年 株式会社 INAX 取締役社長 社長執行役員（代表取締役）
2011年 株式会社住生活グループ（現 株式会社 LIXIL グループ）執行役副社長 金属建材担当
株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長執行役員 金属・建材カンパニー社長（代表取締役）
株式会社 LIXIL グループ 代表執行役副社長 金属建材担当
2012年 株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長 執行役員 金属建材カンパニー社長（代表取締役）
株式会社 LIXIL グループ 代表執行役副社長 商品開発・生産担当
2013年 株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長 執行役員 プロダクツカンパニー社長（代表取締役）
株式会社 LIXIL グループ 代表執行役副社長 商品開発担当
2014年 株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長執行役員 兼 Chief Technology Officer (CTO)（代表取締役）
2015年 株式会社 LIXIL グループ 代表執行役副社長 品質・テクノロジー・環境担当
株式会社 LIXIL 上席副社長執行役員 兼 CTO
2016年 株式会社 LIXIL グループ取締役 代表執行役副社長 技術・品質・製造担当
株式会社 LIXIL 取締役 副社長兼 CTO
同社 LIXIL Water Technology Chief Manufacturing Optimization Officer
2017年 株式会社 LIXIL グループ 代表執行役副社長 製造最適化担当
2018年 株式会社 LIXIL グループ 取締役（現任）

特別利害関係

なし

取締役候補者とした理由

川本隆一は、現在の会社取締役であり、現経営陣の中で、ガバナンス上問題とされる行為を阻止、あるいは糾すべく努力し続けてきた。川本は、株式会社LIXILの代表取締役を務める等豊富な経験を有している。同候補も、執行をしない取締役として、執行役の監督、助言をすることが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、川本隆一氏の選任について、「反対」しております。
当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、川本隆一氏を取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。
○現在の当社を取り巻く状況に照らせば、当社取締役会には、独立性の高い社外取締役を中心とした構成により強い監督機能を発揮し、経営の混乱を収束させることが強く期待されており、社内の非業務執行取締役を登用する重要性は相対的に低下していること。
○取締役は、経営に対する意見を一定の範囲で表明することや株主として権利行使を行うことは禁じられるものではないものの、基本的には、取締役会における審議その他取締役として認められる各種権利等に基づいて、ガバナンスの充実ひいては企業価値の向上に努める責務を負うものと解される。しかるに、川本氏はこれまで、当社取締役会内部の状況や自らの当社のガバナンスに対する考え・思い等を、複数回に亘り広く外部に公表し、当社の経営の混乱を助長する等、当社の取締役としての責務についても必ずしも十分に果たしたとは評価できない。特定の者を代表執行役に支持するからといって、株主の信認を得た取締役から構成される取締役会での結論を覆すべく、取締役としての守秘義務を超えて、外部に広く自らの意見を訴えることは取締役の資質として疑義があると言わざるを得ないこと。

5 よし だ さとし
吉 田 聡

(1963年5月11日生)



所有する貴社の株式数	略歴
5,000株	1986年 トーヨーサッシ株式会社（現 株式会社 LIXIL 入社） 1992年 トステム 株式会社 佐久営業所長 2000年 トステム株式会社群馬支店長 2005年 トステム株式会社執行役員中部統括支店長 2007年 トステム株式会社執行役員生産本部生産企画部・海外管理部長 2008年 トステム株式会社執行役員住器事業部長 2010年 株式会社 LIXIL 出向執行役員営業改革推進室長 2011年 株式会社 LIXIL 執行役員マーケティング本部商品統括部長 2013年 株式会社 LIXIL 上席執行役員営業企画統括部長 2015年 株式会社 LIXIL 常務執行役員セールス&マーケティング本部長 2016年 株式会社 LIXIL 専務役員ジャパンマーケティング本部長 2017年 株式会社 LIXIL 専務役員 LIXIL Housing Technology Japan CEO 2018年 株式会社 LIXIL 取締役専務役員 LIXIL Housing Technology Japan CEO（現任）
重要な兼職の状況	
株式会社 LIXIL 取締役専務役員 LIXIL Housing Technology Japan CEO	
特別利害関係	
なし	

取締役候補者とした理由

吉田聡は、現在日本のハウジング事業の事業責任者であり、その前は日本市場全体のマーケティングを統括する役割であり、会社の日本事業全体に関する深い見識を有している。同人には、執行役の監督、助言にその知見が生かされることが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、吉田聡氏の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、吉田聡氏を取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

○吉田氏は、事業会社（株式会社LIXIL）の取締役専務に就任してから僅か1年であり、当該職位において、業績面における顕著な貢献は認められず、グローバル事業を統括した経験も十分でないと認められる等、吉田氏のキャリア・資質を、当社の取締役候補者に求められる資質（スキルセット）に照らした場合、必ずしも適任ではないと認められること。



6 瀬 戸 欣 哉

(1960年6月25日生)

所有する貴社の株式数
239,708株

重要な兼職の状況
株式会社MonotaRO取締役
役会長（非常勤）
株式会社 L I X I L グル
ープ取締役 同社代表執
行役社長（2019年3月退
任）兼CEO（2018年10
月退任）
株式会社 L I X I L 代
表取締役社長兼CEO兼
L I X I L Water
Technology CEO兼
L I X I L Housing
Technology CEO
（2018年10月退任）

特別利害関係
なし

略歴

1983年 住友商事株式会社入社
1990年 米国住友商事（現 米州住友商事株式会社）デトロイトオフィス プロダクトマネージャー 特殊鋼製品担当
1992年 米国プレジジョンバーサービス社 バイスプレジデント
1997年 米国アイアンダイナミクスプロセスインターナショナル社 代表取締役社長
1999年 住友商事株式会社 鉄鋼第一事業企画部eコマースチーム長・マネージャー
2000年 株式会社 MonotaRO 取締役
2001年 株式会社 MonotaRO 代表取締役社長
2006年 株式会社 MonotaRO 取締役代表執行役社長
2010年 米国 Zoro Tools Inc.（現 Zoro Inc.）取締役（非常勤）
2011年 株式会社 K-engine 代表取締役社長
2012年 Grainger Asia Pacific 株式会社 代表取締役社長
株式会社 MonotaRO 取締役代表執行役会長
米国 W.W. Grainger, Inc. バイス・プレジデント
2013年 米国 W.W. Grainger, Inc. シニア・バイス・プレジデント
英国 GWW UK Online Ltd.（現 Razor Occam, Ltd.）CEO
2014年 株式会社 MonotaRO 取締役会長
2016年 株式会社 L I X I L グループ 取締役 代表執行役社長 兼 CEO
株式会社 L I X I L 代表取締役社長 兼 CEO 兼 L I X I L Water
Technology CEO 兼 L I X I L Housing Technology CEO
株式会社 MonotaRO 取締役会長（非常勤）（現任）
2018年 株式会社 L I X I L グループ 取締役 同社代表執行役社長（2019年3月退任）兼CEO（2018年10月退任）
2019年 株式会社 L I X I L グループ 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

本件株主提案者である瀬戸欣哉は、伊奈、川本とともに、ガバナンス上問題とされる行為を阻止、あるいは糺すべく努力し続けてきた。また、瀬戸は、昨年10月31日に潮田指名委員（当時）取締役による誤解を与える言動によってCEOを辞任させられるまで、会社の重要な業務執行に深く携わっており、会社の経営・執行面での問題も熟知している。瀬戸は、本年6月の定時株主総会以降も、取締役として重要な意思決定に参画して、会社の企業価値を向上させることが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、瀬戸欣哉氏の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、瀬戸欣哉氏を取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員

会の決定を支持することを決議いたしました。

○瀬戸氏がCEO在任中に策定・推進した中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）においては、事業利益率の向上を最優先課題に掲げたものの、2018年4月～9月期の2Q累計（6ヵ月）における事業利益は138億円と、対前年同期比で▲269億円（▲66.1%）と大きく落ち込み、これに伴い、当社の株価やTSR（Total Shareholder Return）等の主要指標も市場平均を大きく下回るに至ったこと。

○株主提案にあたり、瀬戸氏は、本定時株主総会で取締役が選任されていない現時点から、自身が代表執行役（CEO）に選任・選定されることが前提にされている旨の発言を行う等、指名委員会等設置会社のガバナンスの在り方（法令に照らし、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・CEO）を含めた当社の執行体制については、新しく組成される取締役会及び指名委員会の責任のもとに、選任・選定されるべきである）に対する根本的理解に疑義があること。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me). The page contains 15 sets of horizontal dashed lines for tracing and writing practice.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内略図



開催日時

2019年6月25日（火曜日）

午前11時

（受付開始：午前9時30分（予定））

開催場所

東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 地下1階ホール

❗ 開催場所・開催時間が前回の
定時株主総会と異なりますの
でご注意ください。

最寄駅からのアクセス

都営大江戸線・ゆりかもめ
「汐留駅」 徒歩約5分

ゆりかもめ・JR線・東京メトロ銀座線・
都営浅草線
「新橋駅」 徒歩約8分

ご来場の株主様へのお土産の配布は
ございません。何卒ご理解賜ります
ようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。